

いまさら聞けない！健診のなぜなぜ

毎年、会社や上司から健診を受けろ受けろと言われるけれど・・・それって何のため？
そんな素朴な疑問にお答えします。

Q1. そもそも、どうして健康診断を受けないといけないの？



A. 法律で定められているから。

労働安全衛生法 66 条で、会社は従業員に対して 1 年以内毎に健康診断を行わないといけません。また従業員の皆さんは、会社が行う健診を受けなければいけません、とも書かれています。

さらに、自身の健康管理に努め、安全に働けるように行動する自己保健義務もあります。

JTB グループでは、毎年 11 月末までに健診受診の完了をお願いしています。

※一部会社では受診期限が異なるため、各社の指示に準じて対応してください

Q2. 健診を受けると、何がわかるの？



A. 血液・内臓の機能など、全体的な項目がわかります。

健診は、病気の早期発見・治療のためのスクリーニングを目的としています。

高血圧・糖尿病・脂質・貧血などの一般項目に加えて、胸部レントゲンで肺結核、心電図で心臓の状態を、便潜血検査では大腸がん、胃部レントゲン・内視鏡検査では胃がんなどの所見を見つける役割をしています。症状がない＝異常なしとはかぎりません。健診は、自身の健康状態を確認・振り返りをするためにとても重要です。ただし、健診はあくまでスクリーニングのため、所見が見られる際はそれが本当に治療の必要なものか否かを調べるために、専門の医療機関での精密検査が必要です。C 判定・D 判定の項目がある際は医療機関に受診・相談しましょう。

Q3. 健診結果にある、就業区分ってなに？



A. JTB の安全衛生規定に則って産業医が判定しているものです。

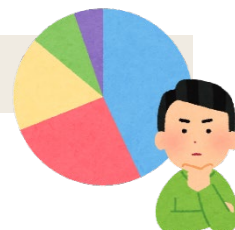
多くの方は GO（就業制限なし）に該当しますが、健診結果の数値によっては就業制限（G1 以上）がつく方がいます。また、判定保留（GC）となる方もいます。

健診受診後に判定を行い社員の健康保持のために必要な就業上の措置がある場合は、産業医が付与しています。健診結果の通知がメールで来た場合は、必ず項目の判定だけでなく、就業区分も確認しましょう。

◎G1 判定とは：「時間外勤務は月 4 5 時間を超えない範囲に留めてください（管理監督者も就業制限の対象）。指定業務の適否については産業医の意見を確認してください。」※その他、就業区分等については健康管理システムで確認を。

就業区分は、直近の健診結果を基準として判定されています。健診の受診が遅くなると、前年度の就業区分のままとなってしまいます。必ず1年以内毎に健診を受診し、早めに就業区分を確定させましょう。

Q4. ちなみに、就業制限のある人ってどのくらいいるの？



A. JTBグループ全社では、**G1判定は5.0%**でした。(23/3/31時点)

20人に1人は就業制限がある、ということに驚く方もおられるのではないのでしょうか。会社によって年齢層や人数が異なるため、多少の増減があります。また、上記の就業制限には、復職後に就業制限をかけている方を含むため、単純に健診結果のみの数値ではないので、注意が必要です。

G1判定は、D判定（要治療）の中でもさらに数値が悪い人に対して付与されます。適切な治療や生活改善で就業制限が外れGO判定になることが可能です。改善した際は、ご自身の管轄の健康増進センターへデータを送付ください。産業医が再判定し、就業制限を解除できることがあります。放置せず、是非ともGO判定を目指しましょう。

※検査の基準値・改善方法・就業区分等については、健康管理システムから確認可能です

◎健康管理システム <https://jtb-group-web.ais-healthcare.jp/kenko/pages/PageLogin.aspx> からログインし、照会機能 > 健診結果情報照会 > 健診結果照会から【虫眼鏡マーク 】をクリック

Q5. 健診結果で面談対象といわれました・・・



A. 生活の振り返り・見直しについて面談を実施しています。

健診結果の保健指導区分にH1a・H1bがある方には、生活習慣の見直しについて、H3aの方には、受診勧奨・通院状況の確認・就業制限についてお話をさせていただきます。

また、飲酒・喫煙・問診での体の不調などについて、お声かけさせていただくこともあります。皆さんが事故なく安全に、そして健康的に過ごすため、日程調整等のご協力をお願いします。面談対象でない方以外でも体のことや気になる症状がある場合は、各地域の健康増進センターにお気軽にご相談ください。

※参考資料：厚生労働省 HP・労働安全衛生法に基づく健康診断の概要、JTBグループ安全衛生規程

JTBグループ 安全衛生ハンドブック

～健康保険組合からのお知らせ～

皆さんは「生活習慣病」という言葉を聞いたことがあるのではないのでしょうか。「生活習慣病」とは食事や運動、喫煙、飲酒などの生活習慣が関与して発症の要因となる疾患の総称で、がんや脳疾患、心臓病などもこれに含まれます。40歳以上の方を対象に生活習慣病を予防する目的として「特定健診」を実施し、その結果から生活習慣病の予備軍と考えられる方を対象に「特定保健指導」を実施しています。特定保健指導の対象になった方は指導を受けていただき、生活習慣病にならないよう取り組んでいきましょう。